

## 鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画（案）に関するパブリック・コメントの結果

鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画（案）について、県民の皆様からいただいた御意見の内容と県の考え方を取りまとめました。貴重なご意見ありがとうございました。

- 1 募集期間 平成24年1月31日（火）～平成24年2月29日（水）
- 2 寄せられた意見 8件
- 3 意見の要旨と県の考え方について

### (1) 地域計画に係る基本的事項

意見の概要	県の考え方
<p>① 「2 地域計画に係る基本的事項」の「(1) 目的」に「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定」とあるが、指定されない区域は計画に参加しないのか。指定されない区域を「強化推進する区域の指定」とし、目的は同一の区域としていいのではないか。</p>	<p>海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物処理推進法第14条第2項は、地域計画に定める事項として、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」を定めています。</p> <p>このため、本地域計画でも、重点区域の指定を行い、計画の実施状況等を勘案して、必要に応じ見直すこととしています。</p> <p>なお、「6 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項」に定めてある内容については、重点区域に指定されていない区域も含めて、各主体が適切な役割分担の下で、積極的に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>② 「4 海岸漂着物等の現状及び海岸漂着物対策に係る課題」の「(1) 海岸漂着物等の現状 イ 海岸漂着物等の回収状況」に記載されている「地域グリーンニューディール基金」の出納報告がなされていない。トン当たり回収・処理価格及び基金の積み増し額及び残額を明記して欲しい。</p>	<p>現在、平成23年度事業を実施中であり、事業経費の総額が確定しておりません。</p> <p>併せて、環境省に平成24年度までの延長を申請しており、今後、事業が終了した段階で、地域グリーンニューディール基金で実施している他の事業も含めて、事業実績を公表することとしています。</p>
<p>③ 「4 海岸漂着物等の現状及び海岸漂着物対策に係る課題」の「表4-5 本県における海岸清掃の主な取組」「表4-6 清掃活動参加団体一覧表」及び「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」の「表5-2 重点区域一覧」に記載されている実施主体、協力団体、清掃活動参加団体及び海岸管理者等の連絡用電話番号を明記してもらいたい。</p>	<p>「表4-5」及び「表4-6」は、平成22年度の状況を記載してあります。</p> <p>今後、毎年度の取組状況及び連絡先等を実施主体に確認の上、県ホームページ等で広報することとしています。</p> <p>また、県・市町村の海岸管理者等及び廃棄物担当窓口の連絡先も同様に広報することとしております。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>④ 「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」の「(2) 海岸漂着物等の処理に関する事項」の「エ 安全に関する配慮」が具体的に記載されていない。</p> <p>労働安全法に照らして作業すること、労働基準監督署の助言等を元に作業計画を作製し実施することを徹底する。</p> <p>又、参加者が負傷したり緊急患者となる場合もあるので、救護班の待機と緊急時連絡体制を整えて置く事の必要性を具体的に明記してもらいたい。</p>	<p>「安全に関する配慮」については、「海岸清掃事業マニュアル」（平成23年3月 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）に、安全作業に関する配慮事項が具体的に記載されていますので、一部引用して追加して記入しました。</p> <p>実際の作業にあたっては、海岸管理者等が「海岸清掃事業マニュアル」などを活用して、安全に配慮して計画的に実施することとします。</p>
<p>⑤ 「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」の「(2) 海岸漂着物等の処理に関する事項」の「オ 離島など処理の困難な区域における対策」について、処理の困難な区域を指定し、処理作業から除く事が安全第一の理に叶う事と思う。</p> <p>危険な区域、困難な区域の漂着物は自然にまかすと巡り巡って安全地帯へ運んで来られる事もある。</p>	<p>海岸漂着物の回収・処理は、安全に配慮して実施することが重要と考えております。</p> <p>処理の困難な区域においては、各海岸管理者等が、実施の有無を含めて、個別に判断していくこととします。</p>
<p>⑥ 「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」の「(3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項」の「⑥ 3Rの推進」の3Rの各意味の注釈をお願いしたい。</p>	<p>3Rの注釈を追加しました。</p>
<p>⑦ 「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」の「(3) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項」について、平成23年11月の「不法投棄防止強化月間」期間中に、「不法投棄110番」へ報告した一例を取り上げてみると、「ごみを捨てるな」と人を制止する看板表示に海岸管理者の名称はあるが連絡先は書いていない。人を制止する文言も地域の警察署と連携した文言に改めるか、募集した標語を使うなどしてもらいたい。</p> <p>また、海岸管理者は市町村に協力して実際に「ポイ捨て」「不法投棄」がされた現場に制止看板を設置できるようにしてもらいたい。</p>	<p>各地域振興局・支庁単位で、警察、県及び市町村が構成メンバーとなって「廃棄物不法処理防止連絡会議」を設置し、廃棄物の不法投棄防止等の広報啓発活動などを実施しています。</p> <p>発生抑制対策に係る不法投棄防止の立看板は、主に市町村が設置しますが、その内容や設置場所などについては、地域の実情等を考慮して、協議会での情報交換・連携、海岸管理者等との協力などにより図っていくことにしたいと考えております。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>⑧ 「5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容」について、八代海は、特有の干潟が出現し、また内海にもかかわらず、漁業も盛んで昔ながらの伝統漁である「けたうたせ漁」も行われている。</p> <p>このため、八代海沿岸を重点区域に指定して欲しい。</p> <p>また、八代海沿岸には、昭和54年まで福之江海水浴場があったが、当時の水質基準に不適合等ということを経由に休止状態にある。</p> <p>今回の地域計画を機会に、子供たちの「海を大切に作る心」を育て教育の場となる海水浴場の復活をお願いしたい。</p>	<p>八代海は、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫ではありますが、その一方で、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化や赤潮の増加等が懸念されていることから、八代海を豊かな海として再生するため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に施行され、この法律に基づき県は、「八代海の再生に関する鹿児島県計画」を平成15年3月に策定しています（以下「八代海再生計画」といいます。）</p> <p>八代海再生計画では、県が講ずべき施策として、海浜の清掃等海岸漂着物対策を挙げていることから、八代海を再生するためには、八代海再生計画と本地域計画が連携して取り組むことも重要と考えられることから、八代海沿岸を重点区域として設定しました。</p> <p>また、今後、福ノ江海水浴場が復活されるように、八代海沿岸における海岸漂着物対策を重点的に推進していきたいと考えております。</p>